

亀山市公告第5号

次のとおり亀山市職員を募集しますから、志願者は応募してください。

平成28年2月12日

亀山市長 櫻井 義之

1 職種及び応募資格

職 種	採用予定人数	応 募 資 格
薬剤師	1人	昭和31年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師の免許を有する方又は平成28年3月31日までに免許を取得見込みの方

ただし、次に該当する方は、応募することができません。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する方
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の方
なお、外国籍職員の任用に関する基準については、8を参照してください。

2 試験の日時、場所及び試験科目

- (1) 日時（予定） 平成28年3月5日（土曜日）午前9時から
- (2) 場所（予定） 亀山市立医療センター 会議室
- (3) 試験科目 口述（面接）及び作文の各試験

3 申込書の請求先及び提出先

亀山市立医療センター事務局

〒519-0163 三重県亀山市亀田町466番地1

詳しいことは、医療センター事務局（電話0595-83-0990、ファクシミリ0595-83-0306）までお尋ねください。

4 申込書に添付する書類

- (1) 履歴書及び身上書（市の指定するもの）
- (2) 最終学校の卒業証明書（卒業証書の写しでも可）
- (3) 薬剤師免許証の写し
- (4) 身体検査書

5 受付期間

平成28年2月12日（金曜日）から同月26日（金曜日）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

なお、郵送による申込みは、平成28年2月26日（金曜日）必着とします。

6 採用等

試験の合格者は、亀山市職員採用候補者名簿に成績順に登載し、その中から採用者を決定します。

採用予定日は、平成28年4月1日とします。

7 給与は当市の条例、管理規程等に定めるところにより支給します。

8 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、亀山市においては、外国籍の職員は次のような職務に就くことはできません。

(1) 公権力の行使に当たる職務

「公権力の行使に当たる職務」とは、次のとおりです。

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を制限したり、強制力をもって執行したりする内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に当たる職務

「公の意思の形成への参画に当たる職務」とは、亀山市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する室長級以上の職及び本市の基本政策、人事、財政等を担当する職が該当します。